

## 使用済核燃料税経年累進課税化の協議中間報告と 再稼働問題との関連について

柏崎刈羽原子力発電所に貯蔵されている使用済核燃料の搬出を促すため、使用済核燃料税への経年累進課税の導入に関し、納税義務者の東京電力ホールディングス(株)と昨年度から協議(平成 30 年(2018 年)4 月から令和元年(2019 年)12 月、計 9 回)を継続していますが、その協議の中間報告と再稼働問題との関連について報告します。

### 1 柏崎刈羽原子力発電所における使用済核燃料の保管状況・課税客体

(令和 2 (2020) 年 1 月 1 日現在)

全体の保管状況 1～7 号機 13,734 体・貯蔵率：約 81%

うち課税客体(柏崎市域保管分) 1～4 号機 6,949 体

(21 年以上保管体数：3,154 体)

### 2 使用済核燃料税の協議事項

項目	現行	協議事項
課税の形態・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本分</li> <li>原子力発電所の立地に伴い発生する財政需要に充てるため、有用な資源であり、潜在的なリスクを包含する使用済核燃料を課税客体として課税するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本分：現行どおり</li> <li>■経年累進分：使用済核燃料が長期間保管されている現状において、搬出が可能になったときから、累進課税をすることによって搬出を促進するもの</li> </ul>
税目	法定外目的税・使用済核燃料税	法定外普通税・使用済核燃料税 (現行の法定外目的税の使用済核燃料税は廃止)
課税客体	発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管	現行どおり
課税標準	賦課期日(1月1日)において保管する使用済核燃料の重量(核分裂させる前の核燃料物質の重量)	現行どおり
納税義務者	発電用原子炉の設置者	現行どおり
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本分：480 円/kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本分：税率アップを協議中</li> <li>■経年累進分：税率を協議中</li> </ul>
財政需要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■原子力関係啓発対策費</li> <li>■原子力安全対策費</li> <li>■生業安定対策費</li> <li>■民生安定対策費</li> <li>■発電所との共生</li> </ul>	現行に次の項目を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>■少子対策・地域の未来を託す担い手の育成</li> </ul>

### 3 再稼働問題との関連

使用済核燃料税の経年累進課税の導入については、『「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働及び廃炉に関する基本的な考え方」への評価』（2019. 11. 19 小早川社長あてに発出）の中で『「柏崎市使用済核燃料税条例」の改正、経年累進課税化の考え方を理解すること』と示しています。

つまり、6号機7号機の再稼働を認めるか否かは未だ最終段階ではないが、使用済核燃料税経年累進課税化の合意は大前提であります。この合意無くして再稼働はあり得ません。

原発サイト内の使用済核燃料の貯蔵率は各号機において平均80%を超え、また号機間移動を行うなど特異な状況となっています。使用済核燃料税の創設時の市長も10年、20年と保管を認めるということではないと議会（平成15年（2003年）2月議会）にも説明しています。

「使用済核燃料」が本市内に留まり続けることによる、使用済核燃料が増えていくのではという市民の不安、留まり続けていくことで最終処分場化してしまうのではないかという強い疑念を払しょくし、また国策としての核燃料サイクルを後押しするためにも市外への搬出を促すことを目的とした使用済核燃料税の経年累進課税を導入する方向で進めています。